

令和8年台風第25号について（第2報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 09/18 12:00 厚生労働省災害情報連絡室設置
- (2) 09/18 16:00 青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、東京都、栃木県、群馬県、埼玉県、茨城県、千葉県、神奈川県、長野県、山梨県に対し、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用した迅速な災害対応を依頼

2 医療関係

- (1) 医療関係情報（9月20日 16時00分時点）
9月18日13時49分 東京都 EMIS 警戒モードに変更
- (2) 医療施設の被害状況（9月20日 16時00分時点）
現時点で被害報告無し。
- (3) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係
各都道府県、関係団体に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（9/18）。
現時点で被害報告無し。

3 社会福祉施設等関係

- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、注意喚起を行うとともに、社会福祉施設等の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（9/18）。
- (1) 高齢者関係施設の被害状況
現時点で被害報告無し。
 - (2) 障害者関係施設の被害状況
現時点で被害報告無し。

4 保健・衛生関係

(1) 人工透析患者の安否

全都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。

また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。(9/18)
現時点で被害報告なし。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者の安否

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(9/18)。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼(9/18)。

現時点で被害報告無し。

(3) 被災者の健康管理

各都道府県等に対し、台風の影響による保健所等の被害情報の収集や保健所等に被害があった場合に厚生労働省へ連絡することを要請。また、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うにあたり、十分な対策を行うよう依頼。(9/18)

5 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(9/18)。

現時点で被害報告なし。

(2) 輸血用血液製剤の供給

採血事業者(日本赤十字社)に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(9/18)。

現時点で被害報告なし。

(3) 毒物劇物

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、毒劇施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(9/18)。

現時点で被害報告なし。

以上